

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人楠会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市北区五反田町 110 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和50年6月25日

(4) 設立登記年月日 昭和50年7月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	伊藤 淳	
理 事	原 秀吉	楠メンタルホスピタル管理者
同	石黒 順造	介護老人保健施設サン・くすのき管理者
同	白木 弥三一	
同	小島 寿文	
同	脇田 英利	
監 事	磯村 有吾	あじま作業所施設長
監 事	長谷川 真也	総合経営グループ
評議員	田中 誠	医師 (特定医療法人共生会理事長)
同	岸本 秀雄	医師 (上飯田リハビリ病院院長)
同	高橋 潔	医師 (医療法人高橋メンタルクリニック理事長兼院長)
同	加藤 真	医師 (総合上飯田第一病院院長)
同	纒纒 正和	医師 (医療法人こうけつ耳鼻咽喉科理事長)
同	室園 勇二	自治会長
同	加藤 康二郎	徳川かとうクリニック院長
同	東本 栄治	眼科とうもとクリニック
同	垣内 雅夫	
同	木村 真吾	翔陽税理士法人 木村公認会計士事務所代表

評議員	木村 哲也	社会保険労務士法人 T&M 代表
同	馬場 正美	馬場司法書士事務所代表

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	楠メンタルホスピタル	愛知県名古屋市北区五反田町110番地	精神病床 223床
介護老人保健施設	サン・くすのき	愛知県名古屋市北区五反田町111番地	入所定員 100名 通所定員 40名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業 くすのき指定居宅介護支援事業所	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目65番地	
有料老人ホーム 有料老人ホーム くすのき苑八龍	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目65番地	
訪問介護事業 くすのき苑八龍	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目65番地	

介護予防訪問介護事業 くすのき苑八龍	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目 65 番地	
通所介護事業 くすのき苑八龍	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目 65 番地	
介護予防通所介護事業 くすのき苑八龍	愛知県名古屋市北区八龍町一丁目 65 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月20日 令和3年度決算の決定

次期理事、監事の選任

令和5年 3月24日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(4) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(6) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

〔様式第Ⅰ号〕

法人名 医療法人 楠会
 所在地 名古屋市北区五反田町110番地

※医療法人整理番号 152
 (※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表
 (令和5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	949,073	I 流動負債	153,972
現金及び預金	578,965	支払手形	0
事業未収金	352,759	買掛金	0
有価証券	0	短期借入金	9,600
たな卸資産	11,379	未払金	101,583
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	2,364	未払法人税等	14,304
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,652
その他の流動資産	3,606	繰延税金負債	0
II 固定資産	1,429,936	前受金	0
1 有形固定資産	1,393,972	預り金	20,348
建物	669,117	前受収益	0
構築物	3,052	○○引当金	0
医療用器械備品	597	その他の流動負債	6,485
その他の器械備品	11,588	II 固定負債	823,895
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	606,070	長期借入金	700,348
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	103,548	退職給付引当金	20,000
2 無形固定資産	6,920	その他の固定負債	103,547
借地権	0	負債合計	977,867
ソフトウェア	6,696	純資産の部	
その他の無形固定資産	224	科 目	金額
3 その他の資産	29,044		
有価証券	0	I 積立金	1,401,142
長期貸付金	0	代替基金	0
役職員等長期貸付金	4,805	○○積立金	
長期前払費用	0	繰越利益積立金	
繰延税金資産	0	II 評価・換算差額等	
その他の固定資産	24,239	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	2,379,009	純資産合計	1,401,142
		負債・純資産合計	2,379,009

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

〔様式第二号〕

法人名 医療法人 楠会
 所在地 名古屋市北区五反田町110番地

※医療法人整理番号 152
 (※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,160,523
2 事業費用	
(1)事業費	2,103,091
(2)本部費	0
本来業務事業利益	57,432
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	222,469
2 事業費用	215,397
附帯業務事業損失	7,072
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
事業利益	64,504
II 事業外収益	
受取利息	6
その他の事業外収益	86,156
III 事業外費用	
支払利息	5,646
その他の事業外費用	21,071
経常利益	26,717
IV 特別利益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	0
V 特別損失	
固定資産除去損	363
その他の特別損失	
税引前当期純利益	123,586
法人税・住民税及び事業税	28,506
法人税等調整額	0
当期純利益	95,080

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

〔様式第三号〕

法人名 医療法人 楠会
 所在地 名古屋市北区五反田町110番地

※医療法人整理番号 152
 (※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 錄
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	2,379,009 千円
2. 負 債 額	977,867 千円
3. 純 資 産 額	1,401,142 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	949,073
B 固定資産	1,429,936
C 資産合計 (A+B)	2,379,009
D 負債合計	977,867
E 純資産 (C-D)	1,401,142

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

監事監査報告書

医療法人楠会

理事長 伊藤 淳 殿

私たちは、医療法人楠会の令和4年度会計(令4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、病院及び主要な施設等において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 9 日

医療法人楠会

監事 伊藤 淳 殿

監事 長谷川 真也